

## 松田町広報紙の有料広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松田町有料広告の取扱いに関する要綱(平成22年松田町告示第11号。以下「広告掲載取扱要綱」という。)に定めるもののほか、町が発行する「広報まつだ」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報紙の紙面上で町が指定する場所とし、その配置は広報主管課で行うものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、町内に事業所を有する広告主及び町と包括連携協定を締結している等、町と連携の関係にある広告主で町長が特に認める場合の掲載料は、別表に定める額から5割を引いた料金とする。

2 複数回の掲載が一括して申し込みされたときの掲載料は、年度内に限り、別表に定める額から1割を引いた料金とする。ただし、その場合の掲載料は前納とする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 町長は、広報紙、町ホームページ等により広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の数が募集する広告の枠数に満たないときは、広告掲載取扱要綱第4条各号に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する広報紙の発行日の30日前までに提出しなければならない。ただし、申込締切日が土・日曜日、祝日

にあたる場合は、その前の開庁日を掲載申込みの締切日とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 旧松田町有料広告掲載要綱第7条第2項及び第8条の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領中これに相当する規定がある場合には、この要領の相当規定に基づいて行われた手続きその他行為とみなす。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1. 4色刷

規 格	掲 載 料 ( 税 込 み )
1 枠 ( 50 ミ リ × 140 ミ リ )	月 1 回 に つ き 3 0 , 0 0 0 円
1 / 2 枠 ( 50 ミ リ × 70 ミ リ )	月 1 回 に つ き 1 5 , 0 0 0 円